

財務諸表に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

.....

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券

償却原価法による。

② 上記以外の有価証券で時価のあるもの

決算日の市場価格に基づく時価による。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

ア 平成19年3月31日以前に取得したもの

残存価額を取得価額10%とした定額法。耐用年数到来後も使用する場合は、備忘価額(1円)まで償却する。

イ 平成19年3月31日以後に取得したもの

残存価額を0円とした定額法。償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却する。

② 無形固定資産

残存価額を0円とした定額法。

(3) 引当金の計上基準

① 退職給付引当金

職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに負担すべき掛金相当額を計上する。

(4) リース取引

1件あたりのリース料総額が300万円以下又はリース期間が1年以内のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借処理による。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式による。

3. 重要な会計方針の変更

.....

4. 法人で採用する退職給付制度

全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度(確定給付制度)に加入し、退職手当の額は全国社会福祉団体職員退職手当積立基金規程による。対象となる職員は、11名である。

5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(第1号の1様式、第2号の1様式、第3の1様式)
- (2) 社会福祉事業における拠点区分の計算書類(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
- (3) 社会福祉法人拠点区分におけるサービス区分の内容

社会福祉事業拠点区分

法人運営事業
地域福祉事業
車いす車輛貸出事業
福祉用具貸出事業
ボランティア事業
共同募金事業
福祉金庫貸付事業
生活福祉資金貸付事業
特例貸付償還事務事業
福祉サービス利用援助事業
家族介護用品支給事業
手話奉仕員養成事業
高齢者生きがい活動支援通所事業・市川
配食サービス事業
外出支援サービス事業
シルバーハウジング事業
介護職員初任者研修事業
障害者福祉サービス事業
訪問介護事業
通所介護事業
居宅介護事業

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	(単位:円)
				当期末残高
定期預金	3,000,000	0	0	3,000,000
合計	3,000,000	0	0	3,000,000

7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金

の取崩

該当なし。

8. 担保に供している資産

該当なし。

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	64,645,707	63,589,263	1,056,444
器具及び備品	16,971,111	14,943,227	2,027,884
合 計	81,616,818	78,532,490	3,084,328

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

.....

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

該当なし。

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし。

13. 重要な偶発債務

該当なし。

14. 重要な後発事象

該当なし。

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

.....

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純

資産の状況を明らかにするために必要な書類

該当なし。

財務諸表に対する注記（社会福祉事業拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 満期保有目的の債券
償却原価法による。
 - ② 上記以外の有価証券で時価のあるもの
決算日の市場価格に基づく時価による。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産
 - ア 平成19年3月31日以前に取得したもの
残存価額を取得価額10%とした定額法。耐用年数到来後も使用する場合は、備忘価額(1円)まで償却する。
 - イ 平成19年3月31日以後に取得したもの
残存価額を0円とした定額法。償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却する。
 - ② 無形固定資産
残存価額を0円とした定額法。
- (3) 引当金の計上基準
 - ① 退職給付引当金
職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに負担すべき掛金相当額を計上する。
- (4) リース取引
1件あたりのリース料総額が300万円以下又はリース期間が1年以内のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借処理による。
- (5) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式による。

2. 重要な会計方針の変更

.....

3. 法人で採用する退職給付制度

全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度(確定給付制度)に加入し、退職手当の額は全国社会福祉団体職員退職手当積立基金規程による。対象となる職員は、11名である。

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 社会福祉事業拠点区分計算書類(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
- (2) 社会福祉法人拠点区分におけるサービス区分の内容

社会福祉事業拠点区分

法人運営事業
地域福祉事業
車いす車輛貸出事業
福祉用具貸出事業
ボランティア事業
共同募金事業
福祉金庫貸付事業
生活福祉資金貸付事業
特例貸付償還事務事業
福祉サービス利用援助事業
家族介護用品支給事業
手話奉仕員養成事業
高齢者生きがい活動支援通所事業・市川
配食サービス事業
外出支援サービス事業
シルバーハウジング事業
介護職員初任者研修事業
障害者福祉サービス事業
訪問介護事業
通所介護事業
居宅介護事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	(単位:円)
				当期末残高
定期預金	3,000,000	0	0	3,000,000
合計	3,000,000	0	0	3,000,000

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金

の取崩

該当なし。

7. 担保に供している資産

該当なし。

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	64,645,707	63,589,263	1,056,444
器具及び備品	16,971,111	14,943,227	2,027,884
合 計	81,616,818	78,532,490	3,084,328

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

.....

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

該当なし。

11. 重要な後発事象

該当なし。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純

資産の状況を明らかにするために必要な書類

該当なし。